

休 会 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県作業療法協会（以下「本会」という。）正会員の休会についての必要な事項を定める。

(申請)

第2条 正会員が長期に渡る病気、療養その他やむを得ない事情があるときは、会長に休会を申請することができる。

2 正会員が前項の申請をするときは、別記様式第5号により会長に申請書を提出するものとする。

3 休会期間は1年を限度とし、年度を越えないものとする。ただし再申請を妨げない。

4 休会届けを提出して再申請を行わないまま期間を満了した者は正会員資格を喪失する。

(休会中の権利および義務)

第3条 休会を認められた会員は、その期間中、会員の権利・義務は停止とする。

(復会)

第4条 休会中の会員が、復会を希望するときは、別記様式第6号により会長に申請するものとする。

2 会員が前項の申請をするときは、定款施行規則第3条3項に従うものとする。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。